

素案

※現時点において厚生労働省において検討している案であり、今後変更がありうるものである。

- 本「ガイドライン」は、被措置児童等に対する虐待の防止のための取組を進め、また的確な対応を図るため、都道府県における対応の参考に、作成したものである。
- 今後、各都道府県においては、本素案を参考としつつ、被措置児童等虐待防止のため適切な体制整備を図るとともに、各都道府県における関係者（児童相談所、施設等、市町村等）と共通認識を作るための取組や対応方針作りを進めることが必要である。

目次

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

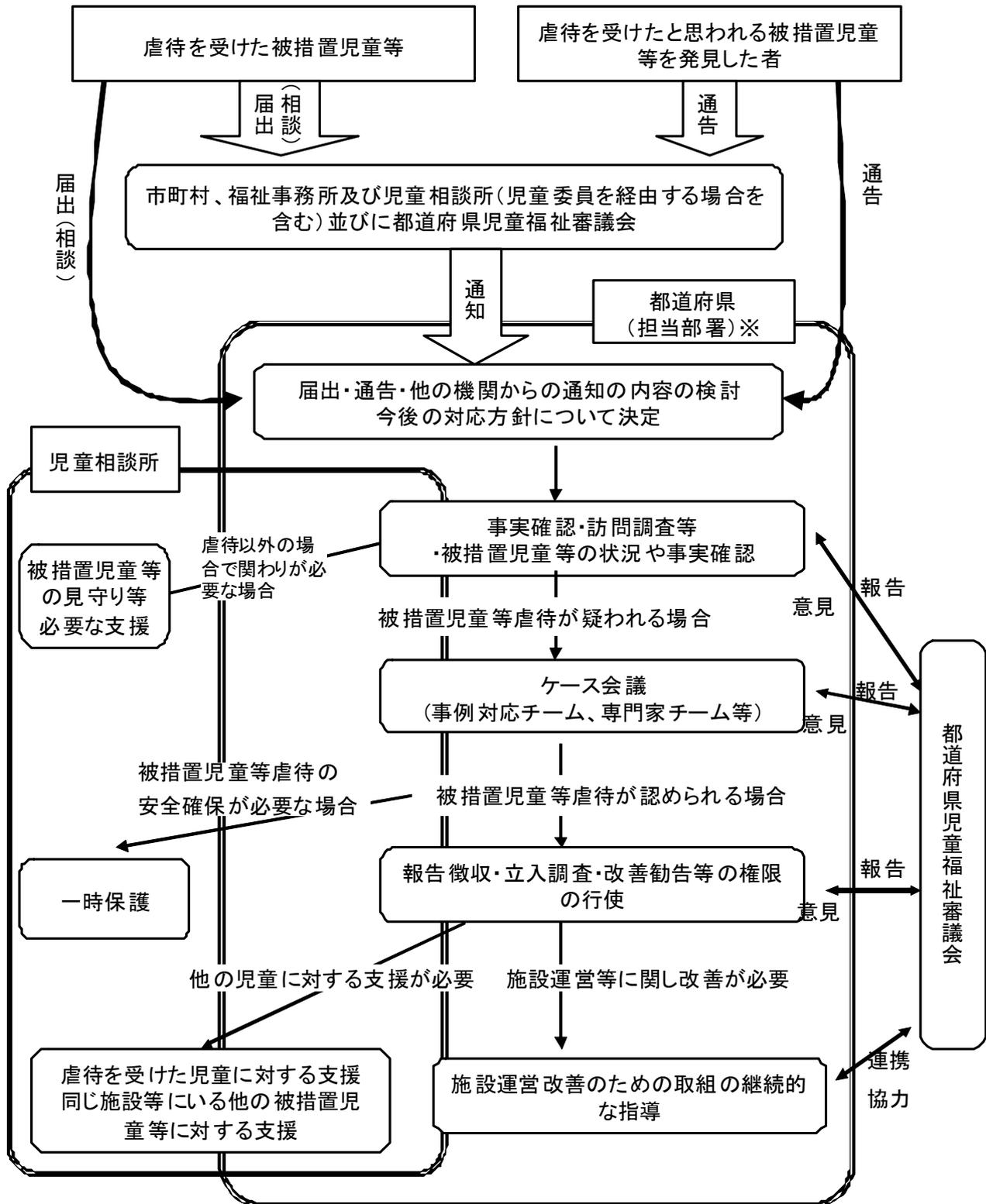
| | |
|---|---|
| 被措置児童に対する虐待への対応の流れ（イメージ） | 1 |
| 1. 被措置児童虐待防止の趣旨 | 2 |
| 2. 基本的な視点 | 4 |
| 1) 虐待を予防するための取組 | |
| 2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み | |
| 3) 施設における組織運営体制の整備 | |
| 4) 発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援 | |
| 3. 留意点 | 7 |
| 1) 被措置児童等の安全確保の優先・迅速な対応 | |
| 2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携 | |

II 被措置児童等虐待に対する対応

| | |
|----------------|----|
| 1. 被措置児童等虐待とは | 9 |
| 2. 児童虐待防止法との関係 | 10 |

| | |
|--|-----|
| 3. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制 | 1 1 |
| 1) 通告等受理及び通告等への対応を行う機関 | |
| 2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知 | |
| 3) 早期発見のための体制整備 | |
| 4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備 | |
| 4. 初期対応 | 1 3 |
| 1) 相談・通告・届出への対応 | |
| ア 情報の集約・管理の仕組みの整備 | |
| イ 通告等の受理時に確認する事項等 | |
| ウ 守秘義務及び個人情報との関係等について | |
| 2) 通告等受理機関から都道府県（担当部署）への通知 | |
| 3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応 | |
| 4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合 | |
| 5. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認 | 1 7 |
| 6. 被措置児童等に対する支援 | 1 8 |
| 7. 施設等への指導等 | 1 9 |
| 8. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応 | 2 3 |
| 1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告 | |
| 2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等 | |
| 3) 都道府県児童福祉審議会の体制 | |
| 9. 被措置児童等虐待の状況の公表 | 2 6 |
| 10. 被措置児童等虐待の予防等 | 2 6 |
| 1) 風通しのよい組織運営 | |
| 2) 開かれた組織運営 | |
| 3) 職員の研修、資質の向上 | |
| 4) 子どもの意見を取り入れる仕組み等 | |
| Ⅲ 参考資料 | |
| ・ 被措置児童等虐待通告等受理票（例） | 2 9 |
| ・ 資質向上のための研修の取組例 | 3 0 |

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)



※各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童等虐待防止の趣旨

(はじめに)

「児童の権利宣言」(1959年)においては、児童は、「健康に発育し、かつ、成長する権利」及び適切な栄養、住居、レクリエーション、及び医療を与えられる権利」を有することとされており、全ての子どもについて、これらの権利が守られる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」においても、「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的な虐待を含む。)からその児童を保護する」ことが規定されています。

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった子ども等被措置児童等についても、これらの権利が守られる必要があります。施設等※は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければなりません。

しかし、子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員等が入所中の子どもに対して虐待を行うということが起きており、こうしたことは子どもの人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないことです。このため、被措置児童等虐待の防止のための取組を進めることが必要です。

これらの対策を講じるに当たっては、子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら、自立することができるために何ができるのか、そのための環境をどのように整えることが必要なのか、といった観点を持って、対策を進めることが必要です。

このガイドラインは、「被措置児童等虐待」に着目した、都道府県・政令市・児童相談所設置市(以下単に「都道府県」とする。)が準拠すべきガイドラインとして作成したところですが、各都道府県においては、このガイドラインを参考とし、「子どもの権利擁護」という観点から幅広く被措置児童等のための適切な支援策を推進することが今後とも求められます。

※施設等～里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を総称する。以下同じ)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親ファミリーホーム、指定医療機関、一時保護所

(経緯)

施設等における被措置児童等虐待に関しては、平成19年5月にとりまとめられた「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」において、

「昨今、相次いで施設職員による虐待事件が起こっているが、子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の質や教育に問題があったこと、施設におけるケア

を外部から評価・検証する仕組みがなく施設運営が不透明になっていること等がその要因として指摘されている。関係者にはこのような問題が二度と起こらないようにするための真摯な努力が求められることはもちろんであるが、さらに、このような課題を解決するため、制度的な対応も視野に入れて検討する必要がある。」

とされ、さらに、平成19年6月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）」の附則において、

「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、・・・児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策・・・その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

とされて、政府における検討事項とされました。

また、平成19年11月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告においては、

「社会的養護の下にいる子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、また、近年起こっている施設内虐待等を予防するとともに、これに対応するため、下記のような施策を講じることにより、子どもの権利擁護の強化、ケアの質の確保を図る必要がある。」

とされました。

（主な内容）

今回お示ししている内容では、施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項を記載しています。

- ・被措置児童等虐待とは
- ・被措置児童等虐待に関する通告等
- ・通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

そもそも、施設等は、保護を要する子どもたちの権利擁護を使命としており、施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはなりません。

さらに、施設職員等が虐待をしないということのみならず、事業者や施設の設置者、里親は、事業や施設を利用する子どもの意思や立場を常に尊重することが当然求められ、事業を利用する者及び施設に入所する者の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は同法に基づく命令を遵守し、忠実に職務を遂行しなければなりません。

都道府県においては、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保する必要があります。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応を採る必要があります。

また、本ガイドラインでは具体的な内容には触れていませんが、都道府県における指導監査体制を見直し、各施設等におけるケアの質についても適切に監査を行い、施設等と関係機関がケアの質についての理解・認識を高めながら改善を図ることが重要になります。

被措置児童等虐待への対応については、児童の権利擁護を図り、児童の福祉の増進を進めることが目的であることをすべての関係者がしっかりと認識し、その発生予防から早期発見、迅速な対応等のための様々な取組が総合的に進められることが重要です。都道府県においては、こうした取組を推進することが求められます。

2. 基本的な視点

1) 虐待を予防するための取組

被措置児童等の中には、親から虐待等を受けて心身に深い痛手を受けている保護された子どももおり、またそのような背景はなくとも、施設職員等から虐待等を受けた場合の心の傷は計り知れないものがあります。したがって被措置児童等虐待への対応で最も重要な課題は、被措置児童等虐待を予防するための取組であるといえます。

負担が大きいと感じている職員や経験の浅い職員などに対し、施設内でアドバイスすることや、里親に対し、里親支援機関や里親会などが関わること等により、施設職員等が1人で被措置児童等を抱え込まず、複数の関係者や機関が被措置児童等に関わる体制が必要です。

また、被措置児童等からの苦情に対して適切に解決に努めるため、施設においては、苦情解決体制（苦情解決責任者、第三者委員の設置等）を確保するほか、第三者による評価を導入するなどの取り組みが必要です。

被措置児童等も学校に通ったり、医療機関を利用するなど地域で生活を送っています。このため、在宅の子どもと同じように、学校の関係者、地域福祉の関係者、医療関係者等の関係者が常に連携を取りながらチームとして被措置児童等に関わるようにし、チームの構成員として各々が適切な役割分担をしつつ、なすべきことをなすという認識の下に、対応することが重要です。都道府県や児童相談所、市町村、学校、医療関係者、児童家庭支援センター、里親支援機関など被措置児童等と関わる機会が多い関係者が定期的に集まり、被措置児童等の権利擁護や虐待への対応等についての研修やケーススタディを実施する、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機会を利用して、被措置児童等虐待の防止や権利擁護に関しても協議する機会を設けるなど、関係者が普段から共通の認識を持つことができるような積極的な取組を進めることが重要です。

<被措置児童等虐待予防のための取組例>

- ・ 研修を通じた子どもの権利についての施設職員等の意識向上
- ・ 「子どもの権利ノート」の作成、配布
- ・ 被措置児童等虐待についての説明するための「しおり」などの作成、保護者や子どもへの説明、配布
- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催（年齢に応じた理解・周知の反復）
- ・ 「子どもの権利ノート」に関するポスター掲示
- ・ 「自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取り組みや、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり
- ・ 困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催、専門家によるスーパービジョン等施設職員の資質向上のための取り組み
- ・ 児童相談所による定期訪問調査、その際の被措置児童等との面接
- ・ ケアの孤立化・密室化の防止（複数体制の確保）
- ・ 職員のメンタルヘルスに対する配慮
- ・ 法人・施設や団体で定める倫理綱領、行動規範などについて、保護者や子どもに説明する
など

- * 滋賀県においては、全ての施設に対して、権利擁護委員会が年1回、施設の自己評価に基づいて実地調査を行い、施設職員および子どもと意見交換を行った後、子どもの権利の実態の評価を行うとともに、子どもの権利擁護に向けて必要な助言指導を行う「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護事業」が実施されています。

虐待が起こった場合においては、可能な限り早期に発見し対応することが、最も重要です。

被措置児童等の状態の変化などが発見のきっかけとなることから、児童相談所や里親支援機関は平素から被措置児童等の状況を適時把握することが必要です。

また、被措置児童等と関わる機会が多い関係者が、前述のように普段から共通の認識を持つことが虐待の早期発見についても重要です。

2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み

被措置児童等が安心して生活を送るためには、被措置児童等が自分の置かれた状況をよく理解できるようにするとともに、被措置児童等の意見や意向等も含め、自らの存在が尊重されていると感じられる環境の中で生活を送ることができるようすることが重要です。

このような子どもの意見や意向に沿った支援を行う際、権利と義務、自由と制約など子どもと大人の間に大きな葛藤が起こるのではないかと、という危惧もありますが、子どもの言い分をそのまま受け入れるのではなく、子どもと向き合っ

客観的な視点で援助していくという姿勢が必要です。

具体的には、一時保護した際や、入所措置の際に、子どもの気持ちをよく受け入れつつ、自分（子ども）の置かれた状況を可能な限り説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意向や意見を確認すること、子どもが理解できていない点があれば再度説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう子どもの発達に応じて学習を進めることなどが重要です。

このほか、都道府県や都道府県児童福祉審議会による電話相談を周知する、「子どもの権利ノート」にはがきを添付するなど、被措置児童等が意見を述べやすいような仕組みを整えることが重要です。

さらに、虐待の届出が行われた場合には、届け出た被措置児童等の権利が守られるようなど適切な対応を取る必要があります。

このようにして、都道府県、児童相談所、施設、里親等それぞれがケアの質の向上という観点からも、子ども自身の意見や意思を尊重しつつ、支援を進める必要があります。

3) 施設における組織運営体制の整備

施設において被措置児童等の適切な支援を行うためには、個別の職員の援助技術も必要ですが、組織として子どもを支援する体制を整えることが重要です。

施設運営そのものについては、施設職員と施設長が意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めるよう、相互理解や信頼関係があり、チームワークのとれた風通しのよい組織作りを進めるほか、第三者委員の活用や、第三者評価の積極的な受審・活用など、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営としていくことが重要です。

また、職員各々の援助技術の向上のための研修、スーパーバイズやマネジメントの仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組なども進めることが必要です。

このように、組織全体として、活性化され風通しがよく、また地域や外部に開かれた組織とすることによって、より質の高い子どもへの支援を行うことが可能となり、被措置児童等虐待も予防されるものと考えられます。

逆に言えば、組織全体としてこのような体制ができていない施設において、被措置児童等虐待が起こった場合には、個々の職員のレベルの問題にとどまらないことが想定されるため、都道府県においては、子どもの保護や施設に対する指導等を行った後にも、法人・施設の運営や組織体制等の見直し・改善が適切に進み、再発が防止されるよう、法人・施設側からの提案も促しながら継続して指導を行っていく必要があります。

被措置児童等虐待については、問題を個々の子どもに対する個々の職員のレベルの問題と決めてかからずに、組織運営体制に関し、必要な検証を行うことが重要です。

4) 発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援

被措置児童等虐待への対応における基本的な目標は、被措置児童等を心身に有害な影響を及ぼす行為から守り、被措置児童等が安全で安心な環境の中で、適切な支援を受けながら生活を送ることができるようにすることです。

被措置児童等虐待の発生予防から始まり、虐待の早期発見、虐待発見後の適切な保護、さらに保護後も被措置児童等が安心して生活できるようになるまでの継続した支援が必要です。

特に、施設など複数の子どもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、実際に虐待を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても適切な経過説明ときめ細やかなケアを実施することが必要です。

個々の被措置児童等のケアの具体的な方針については、基本的に児童相談所が責任主体となります。施設運営そのものの見直し、改善等については、都道府県（担当部署）が責任主体となって、児童相談所と連携して対応することが求められます。その場合、外部の専門家や都道府県児童福祉審議会の委員等からの協力を得ながら、法人や施設等が主体的に行う改善に向けた取組に対し、継続して支援を行うという姿勢が必要です。

3. 留意点

1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応

被措置児童等虐待については、在宅の児童虐待と同様、被措置児童等の生命に関わるような緊急的な事態が生じる可能性もあり、そのような状況下での対応は一刻を争うものとなります。

虐待の発生から時間が経過するにしたがって虐待の内容が深刻化することや当該児童に与える影響が大きくなることも予想されるため、通告や届出がなされた場合には、迅速な対応が必要です。

このような事態に対応できるよう、夜間や休日においても、在宅の児童虐待に関する夜間・休日通告受理体制を活用するなど、被措置児童等虐待に係る相談や通告・届出に対応できる仕組みを整え（緊急的な一時保護体制も含め）、関係者や住民などに十分周知する必要があります。

2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）においては、担当者が1人で対応するのではなく、組織的な対応を行うことが必要であり、相談、通告や

届出（情報提供、連絡も含む）があった場合にはどのような体制で事実確認等を行うかについてあらかじめルールを定めておき、組織内で認識を共通にしておく必要があります。

また、被措置児童等虐待への対応については、都道府県児童福祉審議会への報告の内容、緊急の際の報告体制等のルールをあらかじめ定め、的確な対応を取れるようにする必要があります。

実際に虐待が起こってからではなく、あらかじめよく情報を共有することにより、実際に被措置児童等虐待が起こった場合において迅速に対応することができるようになるものと考えられます。

被害を受けた被措置児童等はもちろんのこと、そのほかの被措置児童等についても適切な支援を行うことができるような体制を組むこと、施設運営等の見直しに関し、施設に都道府県児童福祉審議会等の専門家を加えた検証・改善委員会の設置を促すことなど大がかりな対応が必要となる場合も想定されるため、関係者が連携しながら取り組む体制の構築が求められます。

都道府県（担当部署）としては関係機関とも連携しながら実践事例の収集や蓄積、研修などの取組を通じて被措置児童等虐待に対する共通認識を図るとともに、都道府県（担当部署）内における関係機関の連携及び運用体制についてあらかじめルールを定めておくことなどが必要です。

<被措置児童等虐待、事故などに関するマニュアル等を作成し、意識を共有している自治体の取組例等>

- ・ 事件、事故 ～埼玉県「児童養護施設危機管理マニュアル」
- ・ 被措置児童等虐待 ～大阪府「児童福祉施設における人権侵害等対応マニュアル」

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは

本ガイドラインにおける「施設職員等」、「被措置児童等」の範囲は以下のとおりです。

○ 施設職員等とは、以下の①～⑤をいいます。

- ①里親若しくはその同居人
- ②乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
- ③里親ファミリーホームの管理者その他の従業者
- ④指定医療機関の管理者その他の従業者
- ⑤児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

○ 被措置児童等とは、以下の①又は②をいいます。

- ①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
 - ・ 里親
 - ・ 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設
 - ・ 里親ファミリーホーム
 - ・ 指定医療機関

※なお、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）や母子生活支援施設については、本ガイドラインの対象施設には含んでいませんが、対象施設と同様の対応が望まれます。

- ②以下の施設等に保護（委託）された児童
 - ・ 児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
 - ・ 児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定により一時保護委託を受けた者

○ 被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

- ① 身体的虐待
 - ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為を指します。
- ② 性的虐待
 - ・ 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。

- ・性器や性交を見せる。
 - ・ポルノグラフィの被写体などを強要する。
- などの行為を指します。

③ ネグレクト

- ・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。
- ・同居人や生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する。
- ・泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する。
- ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う。

といった行為を指します。

④ 心理的虐待

- ・ことばや態度による脅かし、脅迫など。
- ・被措置児童等を無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動など。
- ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする。
- ・子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する。
- ・感情のままに大声で指示したり、叱責したりする。

などの行為を指します。

2. 児童虐待防止法との関係

児童虐待防止法においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を「児童虐待」として定義しています。

ここで言う「保護者」とは、親権を行う者のほか、児童を現に監護する者とされており、施設に入所している場合又は里親に委託された場合には、当該施設の長又は里親は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものです。

一方、施設職員として養護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当するものではありません。

したがって、

- ① 施設職員が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待ではありませんが、本ガイドラインの被措置児童等虐待に該当することになります。
- ② 里親や施設長については、児童を現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待

防止法に規定する児童虐待であるとともに、被措置児童等虐待に該当することになります。

里親や施設長による虐待については、行政が措置した子どもについて措置や委託中もその養育の質の向上・子どもの権利擁護を図るという観点から、第一義的には、被措置児童等虐待に対する種々の対策を講じる必要があります。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親や施設長が虐待を行い、児童福祉法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・搜索等の対応も行うことが可能です。

3. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、1)の①の通告受理機関へ通告します。発見者が施設職員等の場合であっても同じです。このうち「都道府県の設置する福祉事務所」及び「市町村」（政令市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）は、都道府県（担当部署）に通知します。「都道府県（担当部署）」、「都道府県児童福祉審議会」及び「児童相談所」は、1)の③の対応を行います。

また、被措置児童等は、1)の②の届出受理機関へ虐待を受けた旨を届け出ます。

これらの詳細や通告の前段階としての取り組みなどについては、2)以下のとおりとなっています。

なお、都道府県によっては、施設等の監督を行う部署、都道府県児童福祉審議会を所管する部署など担当課が複数にまたがることのあるため、被措置児童等虐待の通告・届出・通知を受ける担当をあらかじめ定めておくことが必要です。

1) 通告等受理及び通告等への対応を行う機関

①発見者からの通告等受理機関

- ・ 都道府県の設置する福祉事務所
- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）（あらかじめ都道府県において定めること）
- ・ 都道府県児童福祉審議会
- ・ 市町村

（なお、児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。）

②被措置児童等からの届出受理機関

- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）
- ・ 都道府県児童福祉審議会

③通告等への対応を行う機関

- ・ 都道府県（担当部署）は、発見者からの通告、通告等受理機関からの通知、被措置児童等からの届出を受け、調査、児童福祉審議会への報告、同審議会から

の意見聴取、施設等に対する必要な指導等を実施します。

- ・都道府県児童福祉審議会は、通告や届出を受理した場合の都道府県知事への通知、対応についての意見陳述、必要に応じ関係者からの意見聴取や資料提供を求める等の対応を行います。
- ・児童相談所は、通告や届出を受理した場合の都道府県（担当部署）への通知を行うとともに、都道府県の求めに応じ、被措置児童等の調査や子どもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族や関係機関との調整等を行います。

2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知

都道府県（担当部署）、児童相談所においては、

- ① いわゆる「子どもの権利ノート」を活用し、被措置児童等の相談先の電話番号の記載、相談内容を記載して送ることができるはがきの添付等により被措置児童等が届出をしやすくする（子どもがはがきを自由に手にとることができるよう工夫が必要です）
- ② 休日・夜間においても対応できる電話相談を設ける
- ③ メールやはがき等様々な方法で通告・届出ができるよう工夫する
- ④ 関係機関においても、周知・広報を行うよう依頼する

等により、被措置児童等虐待に関する情報が速やかに集まるような体制を整える必要があります。

また、発見者から速やかに通告が受けられるように、十分な周知・広報を行います。

具体的には、発見した場合に通告先となる機関名や連絡先、夜間・休日の連絡先となる電話番号などを市町村や学校、その他の公的な機関などを通して周知する必要があります。

被措置児童等虐待の通告先となる機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）などとよく連携を図りつつ、在宅の児童虐待に関する通告の連絡先が被措置児童等虐待の通告の連絡先も兼ねるようにするなど、適宜工夫しながら適切な体制を整備することが必要です。

3) 早期発見のための体制整備

都道府県においては、通告や届出の窓口の周知を図るとともに、早期発見・早期対応を図るため、虐待が起こる前から連携体制や虐待対応の体制を整え、関係者の間で被虐待児童等も地域の子どもの同様地域で見守るという共通認識をつくっておく必要があります。

都道府県（担当部署）や児童相談所では、定期的に関係者が集まる場（例えば、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会））などで、被措置児童等の状況について被措置児童等虐待の防止の観点からも意識を共有できるように働

きかけ、子どもの状況の変化に関係者がすぐに気づくことができる体制としておくことが必要です。

また、被措置児童等虐待がどのような場合に起こりやすいか、子どもがどのようなシグナルを発するのか、虐待に気づいた場合にはどのような対応が必要か等について、関係者に十分に理解してもらっておくことが必要です。

具体的にはあらかじめそれぞれの関係者の役割分担や対応方法についてルールを定め、これに基づき具体的な事例を想定した場合にどのような対応になるのか等のシミュレーションをしておくことが考えられます。

<資質向上のための研修の取組例>

- ・都道府県社会福祉協議会や施設協議会で実施されている研修等の取組例

4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備

都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待についての通告先、届出先のひとつとして役割を担うとともに、同審議会が受理した通告や届出については、都道府県知事へ速やかに通知する体制とします。また、都道府県知事は、被措置児童等虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、都道府県児童福祉審議会へ報告します。

被措置児童等虐待に対応するための、都道府県児童福祉審議会の体制（都道府県児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、現行の被措置児童等の措置を決定する部会の審議事項を増加させるのか等）については、各都道府県において判断いただくこととなりますが、通告・届出の受理や都道府県知事からの報告などを含め、実効性の高い体制を整えておく必要があります。

※ 都道府県児童福祉審議会の体制等についての詳細は8. を参照

4. 初期対応

1) 相談・通告・届出への対応

ア 情報の集約・管理の仕組みの整備

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）において、通告や届出の受理から、情報収集、決裁・方針決定などに至る仕組みについての基本的なルールを定め、通告や届出がされた事案に係る者の情報から個別ケースへの対応の内容に及ぶ記録等を整備し、運用の管理を行うことが必要です。

最終的に情報を集約・把握し、必要な対応を講じることとなるのは都道府県（担当部署）であるので、通告や届出の受理機関のいずれもが都道府県（担当部署）へ必要な事項を連絡することができるよう、通告や届出があった際に何を把握す

る必要があるのか、通告等受理機関は、都道府県（担当部署）の誰にいつまでに何を連絡する必要があるか等について本ガイドラインを参考に各都道府県（担当部署）においてあらかじめ定め、すべての受理機関が認識を共有できるようにすることが重要です。

イ 通告等の受理時に確認する事項等

（通告等受理機関が通告等を受理する際に留意すべき点について）

被措置児童等虐待に関する通告者や届出者は通告や届出をすることによって責任を問われたり、恨まれることがあるのではないかなどの不安を抱いている可能性もあります。また、通告や届出の内容が虚偽であったり、過失による事故である可能性も考えられます。

いずれにしても、通告者や届出者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要です。

このため、通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見等した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等本人からの電話の場合には、自分のことではなく、友人のこのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合があります。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられます。

このような電話の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、子どもが安心して話せると感じるように受容的に話を聞き、子どもの訴えの内容が把握でき、また、子どもの居場所等が特定できるような情報を子どもが話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要です。

また、被措置児童等に関する一般的な相談を装った電話があるケースもあります。施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを持っていても通告をためらっていることも考えられます。

このような場合、相談者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、子どもが特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確保されるように留意します。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める構えが必要です。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合がありますので、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても内容を聴く必要があります。

(通告等受理機関が受理の際に確認する事項)

被措置児童等虐待に関する通告や届出を受けた職員は、相談受付票等に記入し、これに基づいて虐待の状況や被措置児童等の状況、通告者や届出者の情報等可能な限り詳細な情報を記録しておきます。単なる相談であっても、受付票による記録を取ることが必要です。

なお、相談受付票については、「被措置児童等虐待通告等受理票」を例示しています(Ⅲ参考資料参照)。

以下は、被措置児童等本人以外の者からの相談・通告の受理の際に最低限確認すべき情報の例です。

- ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所(施設名等)
- ・虐待の具体的な状況(虐待の内容、時期、施設等の対応)
- ・被措置児童等の心身の状況
- ・虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係
- ・相談者、通告者の情報(氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等との関係等)

特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握します。

被措置児童等本人が届出を行ってきた場合には、届出先の機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の事項について子どもの状況を把握します。

- ・虐待の内容や程度
- ・被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上述の被措置児童等本人以外の者からの相談、通告の受理の際の確認事項と同じ事項について把握します。

(児童相談所において確認する事項)

被措置児童等から電話により届出があった場合には、児童相談所へ来所することや、来所できない場合には、被措置児童等の居所に向くことを伝えるとともに、被措置児童等の意思を尊重して対応することを伝えます。届出の際には、子どもに二次被害(職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと)が生じないように、配慮することが必要です。手紙による届出があった場合には、子どもが特定できる場合には、子どもの状況を把握するとともに、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等について子どもと相談します。その際、届出をした子どもに施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時等に子どもに接触する等の配慮も必要です。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況や緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるか等について判断します。一時保護を行う必要があると判断されない場合も、今後の連絡方法や対応について被措置児童等が理解で

きるよう丁寧に説明します。

ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係等について
(検討中)

2) 通告等受理機関から都道府県（担当部署）への通知

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県児童福祉審議会、市町村（児童委員を介して通告等がされた場合を含む。）に通告や届出があり、都道府県による事実確認等の必要があると認めるときは、通告受理機関は速やかに都道府県（担当部署）に通知する必要があります。

このため、通告等受理機関は、都道府県（担当部署）が適切な対応を採ることができるよう、必要な情報の的確な把握に努めなければなりません。都道府県（担当部署）は、通告等受理機関からの通知を速やかに受け取ることができるよう、通知を受け取る体制をあらかじめ整え、夜間・休日も含めた連絡先を周知しておく必要があります。

また、被措置児童等からの届出先機関は、児童相談所、都道府県（担当部署）、都道府県児童福祉審議会となりますが、仮に、市町村等に相談があった場合には、被措置児童等以外の者から通告された場合と同様に速やかに都道府県（担当部署）へ連絡する必要があります。

さらに、通告者が虐待されている児童を「被措置児童等」として認識せずに通告し、通告等受理機関が児童虐待防止法に基づく対応を講じている過程において、当該児童が被措置児童等であったことが明らかになった場合には、速やかに都道府県（担当部署）へ連絡し、被措置児童等虐待としての対応を講じることが必要です。

3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応

都道府県（担当部署）においては、通告、届出、通知を受けた場合には、速やかに担当部署の管理職（又はそれに準ずる者）等に報告します。

また、①当該県内の児童相談所が担当する被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、速やかに担当児童相談所へ連絡し、②県外から措置された被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、措置した都道府県（担当部署）へ連絡します。

個別の事案の緊急性等を踏まえ、都道府県（担当部署）においては、担当チームの編成や児童相談所との連携・役割分担を行うなどの体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにします。

この際、

- ・被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・施設等に入所する他の被措置児童等についても危険がある

・被措置児童等が精神的に追いつめられている
など、緊急的な対応が必要な場合には、直ちに一時保護等の必要な措置を講じることができるよう児童相談所と連携します。

また、通告、届出、通知からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行うための体制を整え、対応方針を立てます。

4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合

被措置児童等が入所等している施設等の所在地と当該児童の措置等を行った都道府県が異なる場合（例：A県の児童相談所からB県の施設に措置）や、施設の所在地と所管する都道府県が異なる場合（例：児童相談所設置市C市（D県内）が所管する施設がD県内のE市に設置されている）があります。この場合、いずれの都道府県の通告受理機関に通告や届出が寄せられるかは予測できません。

通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行うこととし、措置等を行った都道府県の通告受理機関や施設が所在するが当該施設を所管していない都道府県の通告等受理機関に通告や届出がなされた場合には、速やかに被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）に引き継ぐこととします。被措置児童等が住民票を移していない場合にも、通告は届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県が行います。

里親についても、里親認定を行った都道府県の所在地と当該児童を委託した都道府県が異なる場合は、通告や届出への最終的な対応は、里親認定を行った都道府県（担当部署）が行います。当該都道府県（担当部署）においては、当該都道府県内の里親への委託状況等を日頃から十分把握しておく必要があります。

事実確認等や保護等必要な対応を被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行った後、措置変更等の必要な場合には、措置を行った都道府県と連携を図りながら、対応することとします。

5. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認

都道府県（担当部署）と児童相談所は協力して、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。

その際、必ず複数の職員による体制を組むこととします。（都道府県の施設監督担当者と児童相談所のケースワーカーがチームを組むなど）

また、通告、届出、通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要性となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職（嘱託医、保健師等）が立ち会うことも望まれます。

一時保護所における虐待の通告、届出、通知があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや事実確認の段階から都道府県児童福祉審議会委員の協力を得るなど、調査の客観性を担保できる体制となるように配慮することが必要です。

また、同様に県立施設等における虐待についても客観性を担保できるような体制で調査を実施するよう配慮することが必要です。

調査に関しては以下の項目を実施します。

(調査手法の例)

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聞き取り
- ・施設長、施設職員等への聞き取り
- ・施設等における日誌等の閲覧
- ・被措置児童等の居室等の生活環境の確認

(把握が必要な情報の例)

- ・被措置児童等の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況（被措置児童等の措置等を行った都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）
- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

なお、聞き取り調査を行う際には、全ての被措置児童等や施設職員等を実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施する必要があります。特に、子どもからの聞き取りに際しては、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと）が生じないように、子どもの状況や心情に配慮した対応が必要です。

被措置児童等や施設等について把握した状況と事実を踏まえ、都道府県（担当部署）と児童相談所において方針を検討します。

なお、被措置児童等に対する支援や施設等への指導等の事実が隠蔽されたり、被措置児童等に対する影響があるなどの懸念がある場合には、調査の方法や時期等について慎重な検討が必要となりますが、その場合においても、被措置児童等の安全の確保に十分な配慮が必要です。

6. 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、都道府県（担当部署）は児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの

意見も取り入れながら被措置児童等に対し、以下のような支援を必要に応じて行います。

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該児童や他の児童の措置変更や一時保護
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・児童同士の間での加害・被害等の問題がある場合には、加害児童へのケア等

特に、すぐに保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設に入所している他の被措置児童等についても、一時保護等などの措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要性について確認し、子どもの安全を確保します。

施設で被措置児童等虐待の事案が発生した場合には、当該施設に入所する他の被措置児童等への影響等も大きいことから、継続した支援を行う体制が必要になることが多いと考えられます。

さらに、都道府県（担当部署）は、被措置児童等への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得ます。

7. 施設等への指導等

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととします。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等）

これらの検証を踏まえ、施設等や法人に対し、児童福祉法の規定に基づく権限を適切に行使しながら、必要な対応を行います。

再発防止策については、特に、施設等の場合は、引き続き入所する被措置児童等に対する影響や施設職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、被措置児童等虐待等の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要です。

組織・システムの見直しを進める場合には、例えば子どもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を法人として立ち上げる等の対応が求められるところですが、その際には都道府県（担当部署）としても人選などについて協力・

アドバイスしたり、委員会の議論をフォローすること等が考えられます。

また、施設に対する指導・勧告・命令等を行うに当たっては、法人としても、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分など、組織としてどう対応しているかを踏まえたて行う必要があります。

これらの対応を行った後は、速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する必要があります。

また、これらの対応については、口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、当該施設等や法人のケアのあり方や運営のあり方等について、具体的な見直しの進捗状況を継続して見守る必要があります。最終的には、施設等や法人からの報告を求め、実際にどのように改善されたか等について確認することが必要です。

なお、被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。また性的虐待の場合は、「強姦罪」「強制わいせつ罪」「準強制わいせつ罪」などに問われます。刑事訴訟法第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されています。

被措置児童等虐待においては、都道府県（担当部署）が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には、躊躇なく、告訴、告発を行うことが必要です。

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

被措置児童等虐待事案の対応例

①施設長も含めた複数の職員による体罰、暴言の事案の対応例

| | |
|------------------|---|
| 発見・通告（届出） | ○施設に入所している3名の児童（小学生男児1名、女児2名）が権利ノートに記載されていた児童福祉審議会の連絡先の電話番号に連絡(届出)。児童福祉審議会の事務局である県児童福祉課が届出を受け、児童福祉審議会委員に緊急連絡。 |
| 事実確認（調査） | ○児童福祉審議会委員の指示の下、県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、児童の通っている学校に出向き、事実確認を実施。 ○3名の児童からの聞き取り調査の結果、施設長や指導員2名、保育士3名がたたき、蹴る等の暴力や、暴言等の行為を訴えのあった児童以外の児童にも日常的に行っていたことが確認された。 ○県児童福祉課は、施設長の懲戒権濫用の疑いがあるとして立入調査を実施し、施設長及び職員に調査を実施したところ、虐待行為について事実を認めた。 |
| 被措置児童等に対する支援 | ○最初の訴えを行った児童らは、訴えたことにより不安が高くなり、情緒不安定になったため、児童相談所の児童心理司によるケアを開始した。 |
| 児童福祉審議会への報告・意見聴取 | ○県児童福祉審議会において検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。 |
| 都道府県による指導 | ○県児童福祉審議会検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取り組みを実施するよう指導 ・法人に対し改善勧告 ・法人の設置する「検証・改善委員会」の人選や運営等についての助言や参画 |
| 施設の対応 | ○法人及び施設は、県児童福祉審議会検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。 ・臨時に理事会を開催し、施設の指導体制の改善に向けて第三者も含めた「検証・改善委員会」の設置と、施設長の交代と施設長及び職員の処分を決定 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・法人の他施設から職員を配置転換するなど指導体制の強化 ・体罰によらない援助技術獲得のための研修の実施 |
| フォロー | ○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ○法人及び施設の「検証・改善委員会」の継続、改善状況の確認 |

②職員による性的虐待の事案の対応例

| | |
|------------------|---|
| 発見・通告（届出） | ○被害児童（中2女兒）が中学校の教員に施設の男性職員から性的虐待を受けているとの訴えがあり、教員が児童相談所に相談。 |
| 事実確認（調査） | ○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。 ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、児童の通っている学校で事実確認を実施。 ○児童からの聞き取り調査の結果、半年にわたり、性関係を強要されていることが判明。 ○女兒は、事実を打ち明けたことで、その日は施設に帰りたくないと訴えたため、児童相談所の一時保護所で一時保護を開始。 ○県児童福祉課は、施設長に対し当該職員を指導から外すよう指示するとともに、事実関係や他の被害児童がいないかどうかについての報告を求め、施設長から当該職員に確認したところ、当初は否認していたが、被害児童からの具体的な聴取内容について突きつけるとようやく事実を認めた。また、調査の結果、他の児童への被害については確認されなかった。 |
| 被措置児童等に対する支援 | ○被害児童に対しては、被害状況や妊娠及び性感染症について確認するために婦人科の受診をさせるとともに、児童心理司によるケアを実施。 ○被害児童の意向を十分聴取した上で刑事告訴し、後日男性職員強制わいせつ罪で逮捕された。 ○他の入所児童に対し、同様の被害を受けていないかどうか確認するとともに、本件について、被害児童の立場に配慮しつつ説明を行った。 |
| 児童福祉審議会への報告・意見聴取 | ○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。 |
| 都道府県による指導 | ○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取り組みを実施するよう指導（管理導体制の改善） ・法人に対し改善勧告 |
| 施設の対応 | ○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。 ・当該職員の処分（懲戒免職） ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 |
| フォロー | ○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ・子どもの権利擁護をテーマとした研修会の開催 |

8. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応

1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告

被措置児童等虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合には、都道府県（担当部署）は、以下の事項について都道府県児童福祉審議会へ報告しながら引き続き対応を行います。

<報告事項>

- ①通告・届出等がなされた施設等の情報
（名称、所在地、施設種別等）
- ②被措置児童等虐待を受けていた児童の状況
（性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況）
- ③確認できた被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤都道府県において行った対応
- ⑥虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

これらの報告については、1ヶ月～2ヶ月に1回程度定期的を実施するほか、重大な事案の場合や審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要です。

2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等

都道府県児童福祉審議会においては、必要に応じて都道府県の対応方針等について意見を述べます。被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、都道府県によるよりの確な対応が可能となります。

都道府県（担当部署）においては、例えば、施設職員等からの聞き取り内容と被措置児童等からの聞き取り内容に乖離がある場合や、施設等が調査に拒否的な場合など専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合について、都道府県児童福祉審議会の意見をよく踏まえながら調査・対応を進めることが可能となります。

さらに、都道府県児童福祉審議会は、都道府県だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めます。

虐待等の問題が起こったときに、関係者が可能な限り納得し、協力してその解決と施設等における養育・ケアの改善に取り組むことができるよう、都道府県は、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めながら、対応を進めることが必要です。

3) 都道府県児童福祉審議会の体制

都道府県児童福祉審議会には大きく分けて4つの役割が想定されます。

- ①被措置児童等虐待の通告・届出を受けること
- ②都道府県の講じた措置等について報告を受けること
- ③必要に応じ、都道府県に対し、意見を述べること
- ④必要に応じ、調査を行うこと

都道府県児童福祉審議会の体制については、

- ①児童福祉、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる被措置児童等虐待対応専門の部会を設置する
 - ②児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項について審議する部会において被措置児童等虐待についても審議する
 - ③②の部会に被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを置く
- などいくつかの方式が考えられますが、それぞれの都道府県において実効性が高いと判断した体制で実施します。被措置児童等虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要です。

また、都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待の通告や届出の受理機関となりますが、同審議会の委員が夜間も含めて全ての通告や届出を受けることは困難であると考えられます。

このため、例えば、

- ① 電話受付は審議会事務局が行うが、受理された通告や届出を速やかに委員へ連絡する仕組み
 - ② 審議会から一定の権限を委嘱された者が電話により通告や届出を受理し、軽微な案件について権限の範囲内で対応し、事後報告、重大・困難な事案についてはその都度委員に判断を仰ぐ仕組み
- 等の対応が考えられます。

なお、電話以外にもはがきやメールなどの手段を利用することで委員がすぐにその内容を確認するなどの対応も有効と考えられます。

いずれの場合であっても、一時保護所における虐待に関する通告や届出等もあり得ることから、電話受付の際、都道府県児童福祉審議会委員自身が電話を受け付けず、事務局などが受け付ける場合には、都道府県児童福祉審議会事務局（又はその委嘱を受けた者、代理者）という第三者の立場で対応することが求められます。

このほか、一時保護所における虐待に関する通告や届出等が行われた場合には、事実確認等の段階から都道府県児童福祉審議会の委員や第三者のより積極的な協力を求めることが考えられます。

9. 被措置児童等虐待の状況の公表

(検討中)

10. 被措置児童等虐待の予防等

「2. 基本的な視点」で前述した内容とも重なりますが、施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も、再発防止を図るためには、以下のような取組が施設で進められるよう都道府県として常に配慮することが必要と考えられます。

1) 風通しのよい組織運営

施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当者1人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケア体制を考える際に、様々な職種がチームとなって1人の子どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うこととします。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員の援助技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又は子どもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設が組織として子どもに対して質の高い支援を行うことができるよう施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、子どものケアの方針を定め、養育の実践、評価、改善を図るなど、風通しのよい組織作りに努めます。

2) 開かれた組織運営

また、都道府県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施することが必要です。

施設においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにします。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをばらばらに使うのではなく、第三者委員が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）のそれぞれに伝わる仕組みを作ることや、それぞれで検討した改善事項について各関係者が共通認識をもち、取り組むなど、それぞれの仕組みが連携できるものとする

ことが重要です。

3) 職員の研修、資質の向上

職員の子どもに対する対応方法が未熟であったり、職員が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがあります。職員の個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともあります。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や施設での組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。このほか、職員の支援技術向上のための研修を実施することが必要です。また、特定の職員が子どもを抱え込むことがないよう、基幹的職員（スーパーバイザー）が指導することや自立支援計画のマネージメントを実施することなどが必要です。

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

一時保護や、入所措置の際には、子どもの気持ちをよく受け入れつつ、子どもの置かれた状況を可能な限り説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意向や意見を確認、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要です。

具体的には、

- ・措置・委託を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようにする
 - ・定期的に個別に子どもと話をする機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える
 - ・自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聴く
 - ・措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえる
- 等の取組が必要です。

また、子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置・委託時や措置・委託中に子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、子どもが自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと、守るべきルールなどについては、子どもがよく理解できるように説明することが必要であり、これらの取組を進める前に、子どもの権利の学習に関する職員等の研修を実施することも考えられます。

<具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例>

- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催（再掲）
- ・ 「自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取り組みや、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり（再掲）

なお、子ども自らが被害を訴えることができないような子ども（例：乳児・重度の障害児）もいることから、職員の意識向上を図り、相互啓発していくことがよりいっそう望まれます。

被措置児童等虐待通告等受理票（例）

| | | | |
|------|--------------------|-----|--|
| 受付日時 | 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 | 受理者 | |
|------|--------------------|-----|--|

通告内容

| | |
|-------|--|
| 虐待の種類 | 1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト（養育の怠慢・放棄） 4 心理的虐待 |
|-------|--|

通告の内容及び子どもの状態

（虐待の内容、時期、子どもの心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について）

子どもについて

| | | | | | | |
|--------|-------------------|-----|----|---|------|----------|
| 氏名 | | 男・女 | 年齢 | 歳 | 生年月日 | 平成 年 月 日 |
| 学校等 | 保育所・幼稚園・（ ）学校・その他 | | | | 学年 | |
| 施設等名称 | | | | | | |
| 施設等住所 | | | | | | |
| 施設等代表者 | | | | | | |

虐待者について

| | | | | | |
|--------|--|-----|----|---|--|
| 氏名 | | 男・女 | 年齢 | 歳 | |
| 児童との関係 | | | | | |

通告者について

| | | | | |
|------|-------|-----|--------|-----|
| 氏名 | | 男・女 | 児童との関係 | |
| 匿名希望 | あり・なし | 所属 | | 連絡先 |